

○ 学校法人二松学舎公益通報規程

(平成21年3月26日制定)

(目的)

第1条 この規程は公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づき、学校法人二松学舎(以下「本法人」という。)の業務に関し、法令若しくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれのある行為(以下「法令違反行為」という。)が生じた場合、あるいは生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために、法令違反行為に関する通報及び相談(以下「公益通報等」という。)への対応並びに通報者及び相談者(以下「公益通報者」という。)の保護に関し必要な事項を定める。

(公益通報等の定義)

第2条 この規程において公益通報等とは、本法人と雇用関係にある教職員(派遣契約等の契約に基づき本学の業務に従事する者、退職後1年以内の教職員、役員を含む。以下「教職員等」という。)が、本法人又は本法人の役員及び教職員等に法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を、不正の目的でなく通報・相談することをいう。

(責任体制)

第3条 本法人における公益通報制度の最高責任者は理事長とする。

- 2 理事長の下に公益通報等全般の責任者として、統括責任者を置き、事務局長がこれにあたる。
- 3 統括責任者の下に公益通報対応業務従事者(以下、従事者という)を置き、内部監査室長がこれにあたる。

(公益通報等の受付窓口)

第4条 本法人は、公益通報等に対応するため、別に定めのある場合を除き、内部監査室に受付窓口を置き、従事者が受付対応を行う。

- 2 前項に規定する窓口のほか、次の外部受付窓口を設置する。

(1) 根本法律事務所

(公益通報等の方法)

第5条 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、書面又は面談等によって行うことができる。

(公益通報等の対応)

第6条 従事者は、公益通報等がなされた場合、公益通報者に対して速やかに通報を受けた旨を通知し、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 従事者は、公益通報等がなされた場合、統括責任者及び監事に報告しなければならない。

(不正通報の禁止)

第7条 教職員等は、不正に利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的をもって公益通報等を行ってはならない。

(調査委員会)

第8条 理事長は従事者及び統括責任者から公益通報等の報告を受け、通報内容の事実関係調査のため、法人若しくは各学校に調査委員会を設置するものとする。

- 2 調査委員会は内部監査室が対応し、必要に応じて内部監査室長は学内の調査委員を任命できる。
- 3 調査委員会の委員長は理事長が任命する
- 4 委員会は、その判断にあたり外部に意見を求めることができる。
- 5 調査委員会委員は、当該委員が関係する公益通報等の調査には関与できないものとする。

(調査の実施)

第9条 調査委員会は、調査対象部署の責任者及び調査対象者に対して、調査の実施に必要な資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

- 2 調査対象部署の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第10条 調査委員会委員は調査にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員等、学生、生徒等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象者及び調査対象部署等の業務遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 公益通報者の個人を特定する情報について、本人の同意のある場合を除き、その秘密を保持すること。
- (4) 職務上知り得た事実を、正当な理由なく他に漏洩しないこと。
- (5) 調査中は公平不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施すること。

- 2 統括責任者及び従事者は調査委員会委員に準じて、前項を遵守しなければならない。

- 3 調査委員会委員、統括責任者及び従事者は、その職務を離れた場合にあっても、前第1項第3号及び同第4号に定める事項を遵守しなければならない。

(調査報告)

第11条 調査委員会委員長は、委員会の進捗状況及び結果を、理事長に報告しなければならない。

(是正措置等)

第12条 理事長は法令違反行為が確認された場合は、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

この規程は、2022年6月1日から適用する。

い。

- 2 統括責任者は前項の是正措置が講じられた後、当該措置が適正に機能しているかどうかを確認し、機能していない場合は改めて是正に必要な措置をとらなければならない。
- 3 統括責任者は第1項の措置が講じられた後、通報を行なった教職員等に対し従事者を通じて、調査の対象となった者、協力者の名誉、プライバシー等に配慮しつつ、その内容を通知しなければならない。ただし、当該通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 本法人は、教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対して、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。但し、不正の目的をもって公益通報等を行なった場合はこの限りではない。

- 2 公益通報等を行った教職員等に対し、他の教職員が公益通報等を行った事を理由に、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 3 本法人及び教職員は調査委員会の調査協力者、調査協力部署に対し協力したことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない。
- 4 教職員が、第1項から第3項に定める禁止事項に違反した場合、就業規則第37条に定める懲戒処分を行うことがある。

(フォローアップ)

第14条 本法人は、公益通報等を行った教職員等に対し、公益通報等の実施を理由に不利益な取扱い又は、職場内での嫌がらせ等が行われていないかを確認する等、通報者又は相談者の保護に係る十分なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第15条 公益通報等のうち、ハラスメントに関する事項及び公的研究費・研究活動の不正については、本規程の規定にかかわらず本法人が設置する各学校のハラスメント防止規程又は「二松学舎大学における公的研究費及び研究活動の不正防止に関する規程」による。

(事務担当)

第16条 この規程に関する事務は内部監査室が行う。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は常任理事会が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (2022年6月21日)